占用 物件				単位		(新) 金額
					(令和3年4月1日施行)	(令和6年4月1日施行)
	第1種電柱			1本につき1年	820円	840円
	第2種電柱				1,300円	1,300円
	第3種電柱				1,700円	1,700円
	第1種電話柱				740円	750円
	第2種電話柱				1,200円	1, 200円
	第3種電話柱				1,600円	1,600円
法第32条第1項第 1号に掲げる工作 物 法第32条第1項第 2号に掲げる物件	その他の柱類				74円	75円
	共架電線その他上空に設ける線類				7円	75[7]
	地下に設ける電線その他の線類			長さ1mにつき1年	4円	4円
	路上に設ける変圧器			1個につき1年	720円	730円
	地下に設ける変圧器			占用面積1㎡につき1年	440円	450円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			口//i 面/grim(c > C T	1,500円	1,500円
	郵便差出箱及び信書便差出箱			-1個につき1年	620円	630円
	広告塔			表示面積1㎡につき1年	7,700円	7,300円
	その他のもの			占用面積1㎡につき1年	1,500円	1,500円
	外径が0.07m未満のもの			D/14 M (A 1 M 1 - C 1 1	31円	31円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			長さ1mにつき1年	44円	45円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの				66円	67円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの				88円	89円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの				130円	130円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの				180円	180円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの				310円	310円
	外径が0.7m以上1m未満のもの				440円	450円
	外径が1m以上のもの 外径が1m以上のもの				880円	890円
				占用面積1㎡につき1年	1,500円	
NK STILK WINGE		法第2条第2項第5号に規定	いたではなる	口川岡頂川川にフピュー	1,500 🗇	
法第32条第1項第 3号に掲げる施設	動運行補助	する自動運行装置による検知の対象として設置す	地下に取りるもの	- 長さ1mにつき1年		4円
		使知の対象として設直する 事線その他の線類	その他のもの		_	15円
		道路の構造又は交通の状	兄を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	_	1,200円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	_	750円
	施設	ての他のもの	地下に設けるもの		_	450円
	その他のもの				_	1,500円
法第32条第1項第4号に掲げる施設					_	1,500円
法第32条第1項第 5号に掲げる施設	階数が1のもの				Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た都
	地下街及び地下室		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
			階数が3以上のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路				3,900円	3,700円
	地下に設ける通路				2,300円	2,200円
	その他のもの				1,500円	1,500円
法第32条第1項第	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積1㎡につき1日	77円	73円
	その他のもの			占用面積1㎡につき1月	770円	730円
道路法施行令 (昭和27年政令 第479号。以下 「政令」とい う。)第7条第1 号に掲げる物件	エヤ(マーイマナフェのナ!!ハノー)		一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	770円	730円
	看板(アー	チであるものを除く。)	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	7, 700円	7,300円
	標識		1	1本につき1年	1,200円	1,200円
	旗ざお 幕(政令第7条第4号に掲げる工事用 施設であるものを除く。) アーチ		祭礼、縁日その他の催しに際	1本につき1日	77円	73円
			し、一時的に設けるもの その他のもの	1本につき1月	770円	73円
			祭礼、縁日その他の催しに際	表示面積1㎡につき1日		
			し、一時的に設けるもの		77円	73円
			その他のもの	表示面積1㎡につき1月	770円	730円
			車道を横断するもの 	1基につき1月	7,700円	7,300円
			その他のもの		3,900円	3,700円
政令第7条第2号に				占用面積1㎡につき1年	1,500円	1,500円
政令第7条第3号に掲げる施設 政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料					Aに0.033を乗じて得た額	
				占用面積1㎡につき1月	770円	730円
政令第7条第8号 に掲げる施設	掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設 トンネルの上又は高架道路(当該路面下の地下を除く。)の路面下 に設けるもの 上空に設けるもの				150円	150円
					Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
					Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	地下 (トンラルの上の地下な)		階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た名
			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た
	階数が3以上のもの			占用面積1㎡につき1年	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た
	その他のもの				Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た
政令第7条第9号	建築物 その他のもの				Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た
					Aに0.012を乗じて得た額	
政令第7条第10号 こ担ばる拡張及	建築物				Aに0.023を乗じて得た額	
こ掲げる施設及 び自動車駐車場	その他のもの				Aに0.012を乗じて得た額	
政令第7条第12号に					Aに0.033を乗じて得た額	
政令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの				Aに0.016を乗じて得た額	
	のに限る。 上空に設け				Aに0.010を乗じて得た額 Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のも				Aに0.023を乗じて得た額 Aに0.033を乗じて得た額	
				国党姿立細税ム帳にび母・		
1 m Z . " . " . " . " . " . " . " . " . " .	は、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により市の備える			5固定資産課税台帳に登録:		